

## ウニコナゾールP (案)

今般の残留基準の検討については、農薬取締法に基づく適用拡大申請に伴う基準値設定依頼が農林水産省からなされたことに伴い、食品安全委員会において食品健康影響評価がなされたことを踏まえ、農薬・動物用医薬品部会において審議を行い、以下の報告を取りまとめるものである。

### 1. 概要

(1) 品目名：ウニコナゾールP[ Uniconazole-P (ISO) ]

(2) 用 途：植物成長調整剤

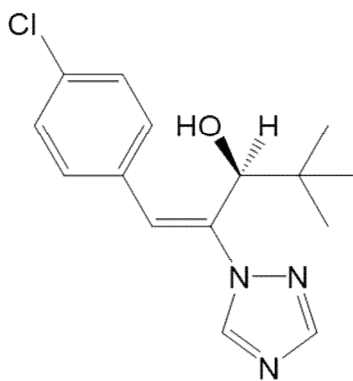
トリアゾール系植物成長調整剤である。作用機構は植物体内のジベレリン生合成経路を阻害することにより、伸長抑制効果を示すものと考えられている。

(3) 化学名及びCAS番号

(*S, E*)-1-(4-Chlorophenyl)-4,4-dimethyl-2-(1*H*-1,2,4-triazol-1-yl)pent-1-en-3-ol (IUPAC)

1*H*-1,2,4-Triazole-1-ethanol,  $\beta$ -[(4-chlorophenyl)methylene]- $\alpha$ -(1,1-dimethylethyl)-, ( $\alpha$  *S*,  $\beta$  *E*)- (CAS : No. 83657-17-4)

(4) 構造式及び物性



ウニコナゾールPには、異性体である*E-R*体が17~19%含まれている。

分子式	C <sub>15</sub> H <sub>18</sub> ClN <sub>3</sub> O
分子量	291.78
水溶解度	1.52 × 10 <sup>-2</sup> g/L (25°C, pH 6.4)
分配係数	log <sub>10</sub> Pow = 3.77 (25°C)

## 2. 適用の範囲及び使用方法

本剤の適用の範囲及び使用方法は以下のとおり。

**作物名**、**使用液量**となっているものについては、今回農薬取締法(昭和23年法律第82号)に基づく適用拡大申請がなされたものを示している。

### (1) 国内での使用方法

#### ① 0.040%ウニコナゾールP粒剤

作物名	使用目的	使用量	使用時期	本剤の使用回数	使用方法	ウニコナゾールPを含む農薬の総使用回数
水稻	節間短縮による倒伏軽減	2~3 kg /10 a	出穂 25~10日前 まで	1回	湛水散布	2回以内 (種子浸漬は1回以内、 本田では1回以内)

#### ② 0.025%ウニコナゾールP液剤

作物名	使用目的	希釈倍数	使用液量	使用時期	本剤の使用回数	使用方法	ウニコナゾールPを含む農薬の総使用回数
いちご (とよのか (促成栽培))	徒長防止による 健苗育成	50倍	10 mL/株(4号鉢) (原液0.2 mL/株)	低温暗黒処理 7日前~直前	1回	茎葉散布  土壌灌注  土壌灌注  土壌灌注  土壌灌注	1回
てんさい	育苗期の 伸長抑制	10~20倍	ペーパーポット 1冊当たり50 mL (原液2.5~ 5 mL/冊)	本葉抽出期 (本葉長 2 mm以上)~ 移植2週間前			
		100倍	ペーパーポット 1冊当たり500 mL (原液5 mL/冊)				
キャベツ		250~1000倍	セル成型育苗トレイ 1箱又はペーパー ポット1冊 (30×60 cm、使用 土壌約1.5~ 4 L)当たり50 ~100 mL	定植前 子葉展開期~ 本葉3葉期			
レタス				は種後出芽前			
				定植前 子葉展開期~ 本葉2葉期			
トマト		100~200倍	は種後出芽前				
水稻		育苗期の 徒長防止	250~350倍	粃と薬液の 容量比 1:1以上	定植前 子葉展開期~ 本葉2葉期	催芽前 (種子消毒後)	15~24時 間 種子浸漬
	は種後出芽前						

② 0.025%ウニコナゾールP液剤（つづき）

作物名	使用目的	使用液量	使用時期	本剤の使用回数	使用方法	適用地帯	ウニコナゾールPを含む農薬の総使用回数
たまねぎ	育苗期の伸長抑制	トレ (30 cm×60 cm) 1枚当たり 原液 1～2.5 mL	は種時	1回	培養土混和 (原液を水で希釈し、 育苗培養土に均一に 混和してトレに 土詰め後、は種する。)	北海道	1回

③ 0.012%ウニコナゾールP 複合肥料

作物名	使用目的	使用量	使用時期	本剤の使用回数	使用方法	ウニコナゾールPを含む農薬の総使用回数
水稲	節間短縮による倒伏軽減	7～10 kg /10 a	出穂 25～10日前	1回	湛水散布	2回以内 (種子浸漬は 1回以内、 本田では1回以内)
					無人航空機 による散布	

④ 0.0080%ウニコナゾールP 複合肥料

作物名	使用目的	使用量	使用時期	本剤の使用回数	使用方法	ウニコナゾールPを含む農薬の総使用回数
水稲	節間短縮による倒伏軽減	10～15 kg /10 a	出穂 25～20日前	1回	湛水散布	2回以内 (種子浸漬は1回以内、 本田では1回以内)
		15 kg /10 a				

⑤ 0.0050%ウニコナゾールP 複合肥料

作物名	使用目的	使用量	使用時期	本剤の使用回数	使用方法	ウニコナゾールPを含む農薬の総使用回数
水稲	節間短縮による倒伏軽減	15～20 kg /10 a	出穂 25～20日前	1回	湛水散布	2回以内 (種子浸漬は1回以内、 本田では1回以内)

⑥ 0.0040%ウニコナゾールP 複合肥料

作物名	使用目的	使用量	使用時期	本剤の使用回数	使用方法	ウニコナゾールPを含む農薬の総使用回数
水稲	節間短縮による倒伏軽減	22.5～30 kg/10 a	耕起 ～代かき時	1回	全面施用 土壌混和	2回以内 (種子浸漬は 1回以内、 本田では1回以内)
			は種時		側条施用	
		15～30 kg /10 a	田植え時			
			は種時			

⑦ 0.0030%ウニコナゾールP 複合肥料

作物名	使用目的	使用量	使用時期	本剤の使用回数	使用方法	ウニコナゾールPを含む農薬の総使用回数
水稲	節間短縮による倒伏軽減	30～40 kg /10 a	耕起～代かき時	1回	全面施用 土壌混和	2回以内 (種子浸漬は1回以内、 本田では1回以内)
		22.5～30 kg/10 a	田植え時		側条施用	
			は種時			
		20～40 kg /10 a	耕起～代かき時		全面施用 土壌混和	
			田植え時		側条施用	
			は種時			

⑧ 0.0020%ウニコナゾールP 複合肥料

作物名	使用目的	使用量	使用時期	本剤の使用回数	使用方法	ウニコナゾールPを含む農薬の総使用回数
水稲	節間短縮による倒伏軽減	30～40 kg /10 a	耕起～代かき時	1回	全面施用 土壌混和	2回以内 (種子浸漬は1回以内、 本田では1回以内)
			は種時		側条施用	
			田植え時			

(2) 海外での使用方法

① 50 g/LウニコナゾールPフロアブル (豪州)

作物名	使用目的	希釈倍数	使用液量	使用時期	使用方法	本剤の使用回数
アボカド	果実生育促進 果実肥大促進	100～200 倍	—	開花期 ただし、 収穫14日前 まで	茎葉散布	—
		原液				

注) —：規定されていない項目

3. 代謝試験

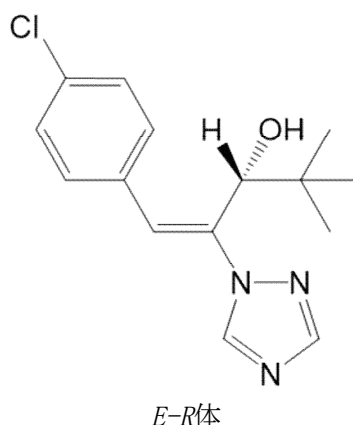
(1) 植物代謝試験

植物代謝試験が、水稲、小麦、トマト及びりんごで実施されており、可食部で10%TRR<sup>注)</sup>以上認められた代謝物は1, 2, 4-トリアゾール抱合体であった。

注) %TRR：総放射性残留物 (TRR：Total Radioactive Residues) 濃度に対する比率 (%)

【代謝物等略称一覧】

略称	化学名
<i>E-R</i> 体	( <i>E</i> )-( <i>R</i> )-1-(4-クロロフェニル)-4,4-ジメチル-2-(1 <i>H</i> -1,2,4-トリアゾール-1-イル)ペンタ-1-エン-3-オール
1,2,4-トリアゾール抱合体	1 <i>H</i> -1,2,4-トリアゾール抱合体



注) 残留試験の分析対象、残留の規制対象及び暴露評価対象となっている異性体について構造式を明記した。

#### 4. 作物残留試験

##### (1) 分析の概要

###### 【国内】

##### ① 分析対象物質

- ・ウニコナゾールP
- ・*E-R*体

##### ② 分析法の概要

試料から含水メタノールで抽出し、ジクロロメタンに転溶する。アセトニトリル/ヘキサン分配し、フロリジルカラムを用いて精製した後、アルカリ熱イオン化検出器付きガスクロマトグラフ(GC-FTD)で定量する。

または、試料からアセトンで抽出し、*n*-ヘキサンに転溶する。フロリジルカラム及びシリカゲルカラムを用いて精製した後、高感度窒素・リン検出器付きガスクロマトグラフ(GC-NPD)で定量する。

あるいは、試料からアセトンで抽出し、グラファイトカーボンカラムを用いて精製した後、液体クロマトグラフ・質量分析計(LC-MS)で定量する。

なお、分析値はウニコナゾールP及び*E-R*体の和として示した。

定量限界：0.005～0.01 mg/kg

## 【海外】

### ① 分析対象物質

- ・ウニコナゾールP
- ・E-R体

### ② 分析法の概要

試料からアセトンで抽出し、ジクロロメタンに転溶する。GPCを用いて精製した後、GC-NPDで定量する。

なお、分析値はウニコナゾールP及びE-R体の和として示した。

定量限界：0.01 mg/kg

## (2) 作物残留試験

国内で実施された作物残留試験の結果の概要については別紙1-1、海外で実施された作物残留試験の結果の概要については別紙1-2を参照。

## 5. ADI及びARfDの評価

食品安全基本法（平成15年法律第48号）第24条第1項第1号の規定に基づき、食品安全委員会あて意見を求めたウニコナゾールPに係る食品健康影響評価において、以下のとおり評価されている。

### (1) ADI

無毒性量：2 mg/kg 体重/day

(動物種) イヌ

(投与方法) 強制経口

(試験の種類) 慢性毒性試験

(期間) 1年間

安全係数：100

ADI：0.02 mg/kg 体重/day

### (2) ARfD

#### ① 国民全体の集団

無毒性量：100 mg/kg 体重

(動物種) ラット

(投与方法) 強制経口

(試験の種類) 急性毒性試験

安全係数：100

ARfD：1 mg/kg 体重

② 妊娠又は妊娠している可能性のある女性

無毒性量： 5 mg/kg 体重/day

(動物種) ラット

(投与方法) 強制経口

(試験の種類) 発生毒性試験

(期間) 妊娠 6～15日

安全係数：100

ARfD：0.05 mg/kg 体重

6. 諸外国における状況

JMPRにおける毒性評価はなされておらず、国際基準も設定されていない。

米国、カナダ、EU、豪州及びニュージーランドについて調査した結果、豪州においてアボカド、ケシの種子等に、ニュージーランドにおいてアボカドに基準値が設定されている。

7. 基準値案

(1) 残留の規制対象

ウニコナゾールP及びE-R体とする。

本剤の有効成分はウニコナゾールPであるが、原体混在物としてE-R体が17%以上含有していること、現行の分析法においてウニコナゾールPとE-R体が区別できないこと、1,2,4-トリアゾール抱合体は、食品健康影響評価において、可食部又は家畜飼料として供される部位における残留濃度はわずかと評価されていることから、残留の規制対象には1,2,4-トリアゾール抱合体を含めず、ウニコナゾールP及びE-R体とする。

(2) 基準値案

別紙2のとおりである。

(3) 暴露評価対象

ウニコナゾールP及びE-R体とする。

植物代謝試験で、1,2,4-トリアゾール抱合体が可食部で10%TRR以上認められたが、食品健康影響評価において、可食部又は家畜飼料として供される部位における残留濃度はわずかと評価されていること、1,2,4-トリアゾールの毒性はウニコナゾールPより弱く、遺伝毒性の結果が陰性であったこと、作物残留試験でウニコナゾールPはE-R体との和として分析結果が得られていることから、暴露評価対象には1,2,4-トリアゾール抱合体を含めず、ウニコナゾールP及びE-R体とする。

なお、食品安全委員会は、食品健康影響評価において、農産物中の暴露評価対象物質をウニコナゾールP（親化合物）及びE-R体としている。

#### （４）暴露評価

##### ① 長期暴露評価

1日当たり摂取する農薬等の量のADIに対する比は、以下のとおりである。詳細な暴露評価は別紙3参照。

	TMDI/ADI (%) <sup>注)</sup>
国民全体（1歳以上）	0.9
幼小児（1～6歳）	1.9
妊婦	0.8
高齢者（65歳以上）	0.9

注) 各食品の平均摂取量は、平成17年～19年度の食品摂取頻度・摂取量調査の特別集計業務報告書による。

TMDI試算法：基準値案×各食品の平均摂取量

#### <参考>

	EDI/ADI (%) <sup>注)</sup>
国民全体（1歳以上）	0.2
幼小児（1～6歳）	0.4
妊婦	0.2
高齢者（65歳以上）	0.2

注) 各食品の平均摂取量は、平成17～19年度の食品摂取頻度・摂取量調査の特別集計業務報告書による。

EDI 試算法：作物残留試験成績の平均値×各食品の平均摂取量

##### ② 短期暴露評価

各食品の短期推定摂取量（ESTI）を算出したところ、国民全体（1歳以上）、幼小児（1～6歳）及び妊婦又は妊娠している可能性のある女性（14～50歳）のそれぞれにおける摂取量は急性参照用量（ARfD）を超えていない<sup>注)</sup>。詳細な暴露評価は別紙4-1、4-2及び4-3参照。

注) 基準値案又は作物残留試験における中央値（STMR）を用い、平成17～19年度の食品摂取頻度・摂取量調査及び平成22年度の厚生労働科学研究の結果に基づきESTIを算出した。



## ウニコナゾールPの作物残留試験一覧表 (国内)

農作物	試験圃場数	試験条件				残留濃度 (mg/kg) 注1)
		剤型	使用量・使用方法	回数	経過日数	
水稲 (玄米)	2	0.040%粒剤	湛水散布 3, 4 kg/10 a	1	75	圃場A:0.005 (#)
					55	圃場B:<0.005
	2	0.025%液剤	167~250倍種子浸漬 (24時間) (籾:葉液=1:1)	1	175	圃場A:<0.01 (#)
					178	圃場B:<0.01 (#)
	2	0.025%液剤 + 0.040%粒剤	250倍種子浸漬 (24時間) (籾:葉液=1:1または1:1.5) + 湛水散布 3 kg/10 a	1+1	59	圃場A:<0.005
					48	圃場B:<0.005
2	0.025%液剤 + 0.03%粒剤	250~300倍種子浸漬 (24時間) (籾:葉液=1:2または1:4) + 湛水散布 40 kg/10 a	1+1	129	圃場A:<0.005 (#)	
				124	圃場B:<0.005 (#)	
てんさい (根部)	2	0.025%液剤	10倍散布 50 mL/柵 (原液5 mL/柵)	1	173	圃場A:<0.01
					193	圃場B:<0.01
キャベツ (葉球)	2	0.025%液剤	100倍散布 5 mL/株	1	65	圃場A:<0.01 (#)
					104	圃場B:<0.01 (#)
レタス (茎葉)	2	0.025%液剤	250倍散布 100 mL/育苗トレー	1	52	圃場A:<0.01
					54	圃場B:<0.01
たまねぎ (鱗茎)	2	0.025%液剤	100倍土壌灌注 500 mL/育苗トレー	2	151	圃場A:<0.01 (#)
					198	圃場B:<0.01 (#)
トマト (果実)	2	0.025%液剤	100倍散布 100 mL/セルトレー	1	99	圃場A:<0.01
					89	圃場B:<0.01
いちご (果実)	2	0.025%液剤	20倍散布 20 mL/株 (原液1 mL/株)	1	127, 146	圃場A:<0.01 (1回, 146日) (#)
					121	圃場B:<0.01 (#)

(#)印で示した作物残留試験成績は、登録又は申請された適用の範囲内で行われていないことを示す。また、適用範囲内ではない試験条件を斜体で示した。

今回、新たに提出された作物残留試験成績に網を付けて示している。

注1) 当該農薬の登録又は申請された適用の範囲内で最も多量に使い、かつ最終使用から収穫までの期間を最短とした場合の作物残留試験 (いわゆる最大使用条件下の作物残留試験) を複数の圃場で実施し、それぞれの試験から得られた残留濃度の最大値を示した。

ウニコナゾールP及びE-R体の合計濃度を示した。

表中、最大使用条件下の作物残留試験条件に、アンダーラインを付しているが、経時的に測定されたデータがある場合において、収穫までの期間が最短の場合にのみ最大残留濃度が得られるとは限らないため、最大使用条件以外で最大残留濃度が得られた場合は、その使用回数及び経過日数について ( ) 内に記載した。

## ウニコナゾールPの作物残留試験一覧表 (豪州)

農作物	試験 圃場数	試験条件				残留濃度 (mg/kg) 注1)	
		剤型	使用量・使用方法	回数	経過日数		
アボカド (果実)	3	50 g ai/L フロアブル	100倍散布	2975 L/ha	1	7, <u>14</u> , 21, 28	圃場A:0.16
				1275 L/ha			圃場B:0.19
				502 L/ha			圃場C:0.09
	3		50倍散布	2975 L/ha	1	7, <u>14</u> , 21, 28	圃場A:0.37 (1回, 14日)(#)
				1015 L/ha			圃場B:0.63 (1回, 14日)(#)
				20倍散布			107 L/ha

(#)印で示した作物残留試験成績は、登録又は申請された適用の範囲内で行われていないことを示す。また、適用範囲内ではない試験条件を斜体で示した。

注1) 当該農薬の登録又は申請された適用の範囲内で最も多量に用い、かつ最終使用から収穫までの期間を最短とした場合の作物残留試験 (いわゆる最大使用条件下の作物残留試験) を複数の圃場で実施し、それぞれの試験から得られた残留濃度の最大値を示した。

ウニコナゾールP及びE-R体の合計濃度を示した。

表中、最大使用条件下の作物残留試験条件に、アンダーラインを付しているが、経時的に測定されたデータがある場合において、収穫までの期間が最短の場合にのみ最大残留濃度が得られるとは限らないため、最大使用条件以外で最大残留濃度が得られた場合は、その使用回数及び経過日数について ( ) 内に記載した。

食品名	基準値 案 ppm	基準値 現行 ppm	登録 有無	参考基準値		作物残留試験成績等 ppm
				国際 基準 ppm	国/地域 基準値 ppm	
米(玄米をいう。)	0.02	0.1	○			<0.005,<0.005(¥)
てんさい	0.05	0.1	○			<0.01,<0.01(¥)
キャベツ	0.05	0.1	○			<0.01,<0.01(#)(¥)
芽キャベツ		0.1				
レタス(サラダ菜及びちしゃを含む。)	0.05	0.05	○			<0.01,<0.01(¥)
たまねぎ	0.05	0.05	○			<0.01,<0.01(#)(¥)
トマト	0.05		申			<0.01,<0.01(¥)
いちご	0.05	0.1	○			<0.01,<0.01(#)(¥)
アボカド	0.5	0.5			0.5 豪州	【0.09,0.16,0.19(豪州)】

申請(国内における登録、承認等の申請、インポートトランス申請)以外の理由により本基準(暫定基準以外の基準)を見直す基準値案については、太枠線で囲んで示した。

「登録有無」の欄に「○」の記載があるものは、国内で農薬等としての使用が認められていることを示している。

「登録有無」の欄に「申」の記載があるものは、国内で農薬の登録申請等の基準値設定依頼がなされたものであることを示している。

(#)これらの作物残留試験は、登録又は申請の適用の範囲内で試験が行われていない。

(¥)作物残留試験結果の最大値を基準値設定の根拠とした。

ウニコナゾールPの推定摂取量 (単位:  $\mu\text{g}/\text{人}/\text{day}$ )

食品名	基準値案 (ppm)	暴露評価に 用いた数値 (ppm)	国民全体 (1歳以上) TMDI	国民全体 (1歳以上) EDI	幼児 (1~6歳) TMDI	幼児 (1~6歳) EDI	妊婦 TMDI	妊婦 EDI	高齢者 (65歳以上) TMDI	高齢者 (65歳以上) EDI
米(玄米をいう。)	0.02	0.005	3.3	0.8	1.7	0.4	2.1	0.5	3.6	0.9
てんさい	0.05	0.01	1.6	0.3	1.4	0.3	2.1	0.4	1.7	0.3
キャベツ	0.05	0.01	1.2	0.2	0.6	0.1	1.0	0.2	1.2	0.2
レタス(サラダ菜及びちしゃを含む。)	0.05	0.01	0.5	0.1	0.2	0.0	0.6	0.1	0.5	0.1
たまねぎ	0.05	0.01	1.6	0.3	1.1	0.2	1.8	0.4	1.4	0.3
トマト	0.05	0.01	1.6	0.3	1.0	0.2	1.6	0.3	1.8	0.4
いちご	0.05	0.01	0.3	0.1	0.4	0.1	0.3	0.1	0.3	0.1
アボカド	0.5	0.147	0.2	0.0	0.1	0.0	0.1	0.0	0.2	0.1
計			10.2	2.2	6.4	1.4	9.4	2.0	10.6	2.3
ADI比 (%)			0.9	0.2	1.9	0.4	0.8	0.2	0.9	0.2

TMDI: 理論最大1日摂取量 (Theoretical Maximum Daily Intake)

TMDI試算法: 基準値案×各食品の平均摂取量

EDI: 推定1日摂取量 (Estimated Daily Intake)

EDI試算法: 作物残留試験成績の平均値×各食品の平均摂取量

## ウニコナゾールPの推定摂取量（短期）：国民全体(1歳以上)

食品名 (基準値設定対象)	食品名 (ESTI推定対象)	基準値案 (ppm)	評価に用いた 数値 (ppm)	ESTI ( $\mu\text{g}/\text{kg}$ 体重/day)	ESTI/ARFD (%)
米(玄米)	米	0.02	○ 0.005	0.0	0
キャベツ	キャベツ	0.05	0.05	0.5	0
レタス(サラダ菜及びちしゃを含む。)	レタス類	0.05	0.05	0.3	0
たまねぎ	たまねぎ	0.05	0.05	0.4	0
トマト	トマト	0.05	0.05	0.5	0
いちご	いちご	0.05	0.05	0.2	0
アボカド	アボカド	0.5	0.5	3.6	0

ESTI：短期推定摂取量 (Estimated Short-Term Intake)

ESTI/ARFD(%)の値は、有効数字1桁（値が100を超える場合は有効数字2桁）とし四捨五入して算出した。

○：作物残留試験における中央値（STMR）を用いて短期摂取量を推計した。

○を付していない食品については、基準値案の値を使用した。

## ウニコナゾールPの推定摂取量（短期）：幼小児(1～6歳)

食品名 (基準値設定対象)	食品名 (ESTI推定対象)	基準値案 (ppm)	評価に用いた 数値 (ppm)	ESTI ( $\mu\text{g}/\text{kg}$ 体重 /day)	ESTI/ARfD (%)
米(玄米)	米	0.02	○ 0.005	0.1	0
キャベツ	キャベツ	0.05	0.05	0.8	0
レタス(サラダ菜及びちしゃを含む。)	レタス類	0.05	0.05	0.5	0
たまねぎ	たまねぎ	0.05	0.05	0.9	0
トマト	トマト	0.05	0.05	1.4	0
いちご	いちご	0.05	0.05	0.5	0

ESTI：短期推定摂取量 (Estimated Short-Term Intake)

ESTI/ARfD(%)の値は、有効数字1桁(値が100を超える場合は有効数字2桁)とし四捨五入して算出した。

○：作物残留試験における中央値(STMR)を用いて短期摂取量を推計した。

○を付していない食品については、基準値案の値を使用した。

## ウニコナゾールPの推定摂取量（短期）：妊婦又は妊娠している可能性のある女性(14～50歳)

食品名 (基準値設定対象)	食品名 (ESTI推定対象)	基準値案 (ppm)	評価に用いた 数値 (ppm)	ESTI ( $\mu\text{g}/\text{kg}$ 体重 /day)	ESTI/ARFD (%)
米(玄米)	米	0.02	○ 0.005	0.0	0
キャベツ	キャベツ	0.05	0.05	0.5	1
レタス	レタス類	0.05	0.05	0.3	1
たまねぎ	たまねぎ	0.05	0.05	0.4	1
トマト	トマト	0.05	0.05	0.5	1
いちご	いちご	0.05	0.05	0.2	0
アボカド	アボカド	0.5	0.5	3.6	7

ESTI：短期推定摂取量 (Estimated Short-Term Intake)

ESTI/ARFD(%)の値は、有効数字1桁（値が100を超える場合は有効数字2桁）とし四捨五入して算出した。

○：作物残留試験における中央値（STMR）を用いて短期摂取量を推計した。

○を付していない食品については、基準値案の値又は暴露評価対象物質の残留濃度から推定される基準値に相当する値を使用した。

(参考)

平成 3年	4月 1日	初回農薬登録
平成17年	11月29日	残留農薬基準告示
平成18年	3月17日	農林水産省から厚生労働省へ農薬登録申請に係る連絡及び基準値設定依頼(適用拡大:レタス、たまねぎ)
平成18年	9月 4日	厚生労働大臣から食品安全委員長あてに残留基準設定に係る食品健康影響評価について要請
平成19年	2月23日	厚生労働大臣から食品安全委員長あてに残留基準設定に係る食品健康影響評価について追加要請
平成19年	5月25日	薬事・食品衛生審議会食品衛生分科会農薬・動物用医薬品部会
平成19年	5月31日	食品安全委員会委員長から厚生労働大臣あてに食品健康影響評価について通知
平成19年	12月12日	残留農薬基準告示
令和 元年	9月11日	農林水産省から厚生労働省へ農薬登録申請に係る連絡及び基準値設定依頼(適用拡大:トマト)
令和 2年	11月11日	厚生労働大臣から食品安全委員会委員長あてに残留基準設定に係る食品健康影響評価について要請
令和 3年	5月25日	食品安全委員会委員長から厚生労働大臣あてに食品健康影響評価について通知
令和 3年	10月18日	薬事・食品衛生審議会へ諮問
令和 3年	10月22日	薬事・食品衛生審議会食品衛生分科会農薬・動物用医薬品部会



● 薬事・食品衛生審議会食品衛生分科会農薬・動物用医薬品部会

[委員]

- 穂山 浩 学校法人星薬科大学薬学部薬品分析化学研究室教授  
石井 里枝 埼玉県衛生研究所副所長（兼）食品微生物検査室長  
井之上 浩一 学校法人立命館立命館大学薬学部薬学科臨床分析化学研究室教授  
大山 和俊 一般財団法人残留農薬研究所化学部長  
折戸 謙介 学校法人麻布獣医学園理事（兼）麻布大学獣医学部生理学教授  
加藤 くみ子 学校法人北里研究所北里大学薬学部分析化学教室教授  
魏 民 公立大学法人大阪大阪市立大学大学院医学研究科  
環境リスク評価学准教授  
佐藤 洋 国立大学法人岩手大学農学部共同獣医学科比較薬理毒性学研究室教授  
佐野 元彦 国立大学法人東京海洋大学学術研究院海洋生物資源学部門教授  
須恵 雅之 学校法人東京農業大学応用生物科学部農芸化学科  
生物有機化学研究室准教授  
瀧本 秀美 国立研究開発法人医薬基盤・健康・栄養研究所  
国立健康・栄養研究所栄養疫学・食育研究部長  
中島 美紀 国立大学法人金沢大学ナノ生命科学研究所  
薬物代謝安全性学研究室教授  
永山 敏廣 学校法人明治薬科大学薬学部特任教授  
根本 了 国立医薬品食品衛生研究所食品部第一室長  
野田 隆志 一般社団法人日本植物防疫協会信頼性保証室付技術顧問  
二村 睦子 日本生活協同組合連合会常務執行役員

(○：部会長)

答申（案）

ウニコナゾールP

今回基準値を設定するウニコナゾールPとは、ウニコナゾールP及びE-R体【(E)-(R)-1-(4-クロロフェニル)-4,4-ジメチル-2-(1H-1,2,4-トリアゾール-1-イル)ペンタ-1-エン-3-オール】の和をいう。

食品名	残留基準値 ppm
米（玄米をいう。）	0.02
てんさい	0.05
キャベツ	0.05
レタス（サラダ菜及びちしゃを含む。）	0.05
たまねぎ	0.05
トマト	0.05
いちご	0.05
アボカド	0.5